⑹ Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3580―4111 (ext 2249, 2265)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月7日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　富山　聡

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第７号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　広島刑務所庁舎等新営（電気設備）工事

⑶　工事場所　広島県広島市中区吉島町13―114

⑷　敷地面積　76,977㎡（庁舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎
構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　1,396㎡　延べ面積　2,728㎡

イ　棟名　車庫⑴・門衛所　建物用途　車庫・庁舎
構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　369㎡　延べ面積　352㎡

ウ　棟名　車庫⑵　建物用途　車庫
構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　172㎡　延べ面積　160㎡

エ　棟名　自転車置場　建物用途　自転車置場
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　116㎡　延べ面積　116㎡

オ　棟名　職業訓練棟Ｂ　建物用途　職業訓練棟
構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　3,035㎡　延べ面積　5,118㎡

カ　棟名　渡り廊下⑺　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　188㎡　延べ面積　191㎡

キ　棟名　渡り廊下⑾　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　272㎡　延べ面積　282㎡

ク　棟名　渡り廊下⑰　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　109㎡　延べ面積　109㎡

ケ　棟名　渡り廊下⑱　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　35㎡　延べ面積　38㎡

コ　棟名　渡り廊下⑲　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　194㎡　延べ面積　55㎡

サ　棟名　渡り廊下⑳　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　23㎡　延べ面積　９㎡

シ　棟名　渡り廊下㉑　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　29㎡　延べ面積　２㎡

ス　棟名　仮図書・計算工場　建物用途　職業訓練棟
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　188㎡　延べ面積　188㎡

セ　棟名　仮第３工場　建物用途　職業訓練棟
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　341㎡　延べ面積　341㎡

ソ　棟名　仮営繕工場　建物用途　職業訓練棟
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　274㎡　延べ面積　274㎡

タ　棟名　仮渡り廊下⑰　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　30㎡　延べ面積　０㎡

チ　棟名　仮渡り廊下⑱　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　62㎡　延べ面積　０㎡

ツ　棟名　仮渡り廊下⑲　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　14㎡　延べ面積　０㎡

テ　棟名　仮渡り廊下⑳　建物用途　渡り廊下
構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　14㎡　延べ面積　０㎡

ト　工事種目　電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式

ナ　その他　仮職業訓練棟模様替（模様替面積約1,924㎡）、仮食堂移設模様替（移設模様替面積約148㎡）、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設自転車置場、仮設中門、仮設渡り廊下、倉庫移設模様替）、屋外設備及び既存建物設備改修

ニ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成28年３月18日まで（指定部分１（仮図書・計算工場、仮第３工場、仮営繕工場、仮渡り廊下⑰～⑳、仮食堂移設模様替、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設自転車置場、仮設中門、仮設渡り廊下、倉庫移設模様替）については、同26年１月10日まで、指定部分２（庁舎（キャノピーを除く）、職業訓練棟Ｂ、渡り廊下⑺、渡り廊下⑾、渡り廊下⑰～㉑、関連する屋外設備）については、同27年２月27日まで）

⑺　使用する主要な資機材
配電盤一式（総変圧器容量約800kVA）

⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成25・26年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。